
第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針

5-1 都市計画等により定める区域

- 1) 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区
- 2) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区
- 3) 特別緑地保全地区
- 4) 風致地区
- 5) 生産緑地地区
- 6) 都市公園等

5-2 緑の基本計画で設定する区域

- 1) 保全配慮地区
- 2) 緑化重点地区

第5章

特定地区の保全・整備・緑化の方針

5-1 都市計画等により定める区域

1) 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

(1) 指定状況・指定方針

- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域として、歴史的風土特別保存地区を5地区、約989ha指定しています。
- 歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上、当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、歴史的風土特別保存地区13地区、約573.6ha指定しています。
- 現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の枢要な樹林地部分(約201.8ha)の指定拡大を方針とします。また、新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域等の指定を県に働きかけます。

表 5-1 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況 ※逗子市分約6.8ha(歴史的風土保存区域分)を含む。

歴史的風土保存区域 名称	面積(約 ha)	歴史的風土特別保存地区 名称	面積(約 ha)
朝比奈地区	142	朝比奈切通し特別保存地区	7
		瑞泉寺特別保存地区	119
八幡宮地区	308	護良親王墓特別保存地区	2
		浄妙寺特別保存地区	8.1
		永福寺跡特別保存地区	5.7
		寿福寺特別保存地区	18
		建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区	172
山ノ内地区	158	円覚寺特別保存地区	29
八幡宮地区(再掲)		大仏・長谷観音特別保存地区	110
長谷・極楽寺地区	207	極楽寺特別保存地区	9.8
		稲村ヶ崎特別保存地区	6
大町・材木座地区	174	妙本寺・衣張山特別保存地区	67
		名越切通し特別保存地区	20
合計	989	合計	573.6

(2) 歴史的風土保存計画※(行為の規制、その他歴史的風土の維持保存に関する事項)

■行為の規制等

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史的意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

■地区別の歴史的風土の特性に応じた行為の規制等

地区名	行為の規制の大綱
朝比奈地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。
八幡宮地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、鶴岡八幡宮(段葛を含む。)を中心とし、寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。
大町・材木座地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地形質の変更、木材の伐採等の規制に重点を置くものとする。
長谷・極楽寺地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体なる稲村ヶ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体なる地域の自然景観の保存にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。
山ノ内地区	本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然的環境の保存にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道からの展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

■保存施設の整備(歴史的風土の維持保全に必要な諸施設)

<ul style="list-style-type: none"> ・防火施設 ・土砂崩壊防止施設 ・景観保全のための植栽 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火、病虫害防除等維持管理上の道路 ・立入防止柵、標識等の管理施設 ・維持保存に寄与する道路その他の公共施設
---	---

※歴史的風土保存計画 昭和42年(1967年)1月25日総理府告示第7号(最近変更平成28年(2016年)12月2日国土交通省告示第1389号改正)

(3)指定の経過

○歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定経過は次のとおりです。

表 5-2 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定経過

指定年月日	歴史的風土保存区域(約 ha)	歴史的風土特別保存地区(約 ha)	備考
昭和 41 年 12 月 14 日	695(当初指定面積)		
昭和 42 年 3 月 2 日		226.5(当初指定面積)	
昭和 48 年 2 月 1 日	943(拡大)		
昭和 50 年 4 月 1 日		265.5(拡大)	
昭和 61 年 12 月 15 日	956(拡大)		
昭和 63 年 6 月 17 日		570.6(拡大)	
平成 12 年 3 月 17 日	989(拡大)		逗子市分約 6.8ha を含む
平成 15 年 9 月 26 日		573.6(拡大)	

(4)緑地の保全の方針

○本市は、緑の基本計画で、歴史的風土保存区域内の緑地の保全の方針を、次のとおり示しています。

地区名	保全の方針
朝比奈地区	<ul style="list-style-type: none"> ・朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境を保存する。 ・金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容を保存する。 ・十二所一体の貴重な動物の生息環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
八幡宮地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡八幡宮、寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含み、これらに連なる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、自然景観を一体的に保存する。 ・巨福山、天台山等の貴重な動植物の生息・生育環境を含む、丘陵の良好な自然的環境を保存する。
大町・材木座地区	<ul style="list-style-type: none"> ・安養院、光明寺、名越切通し、宅間ヶ谷のやぐら群等の歴史的建造物・遺跡等と一体をなす衣張山を主峰とする丘陵の自然景観を保存する。
長谷・極楽寺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ヶ崎を含む丘陵の稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体をなす地域の自然的景観を保存する。 ・市街地からの展望地域における山容を保存する。
山ノ内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物や遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山から鷲峰山に至る丘陵及び谷戸の静寂な自然的環境を保存する。 ・山ノ内一帯の貴重な動物の生息環境を保存する。 ・六国見山の眺望機能を確保する。

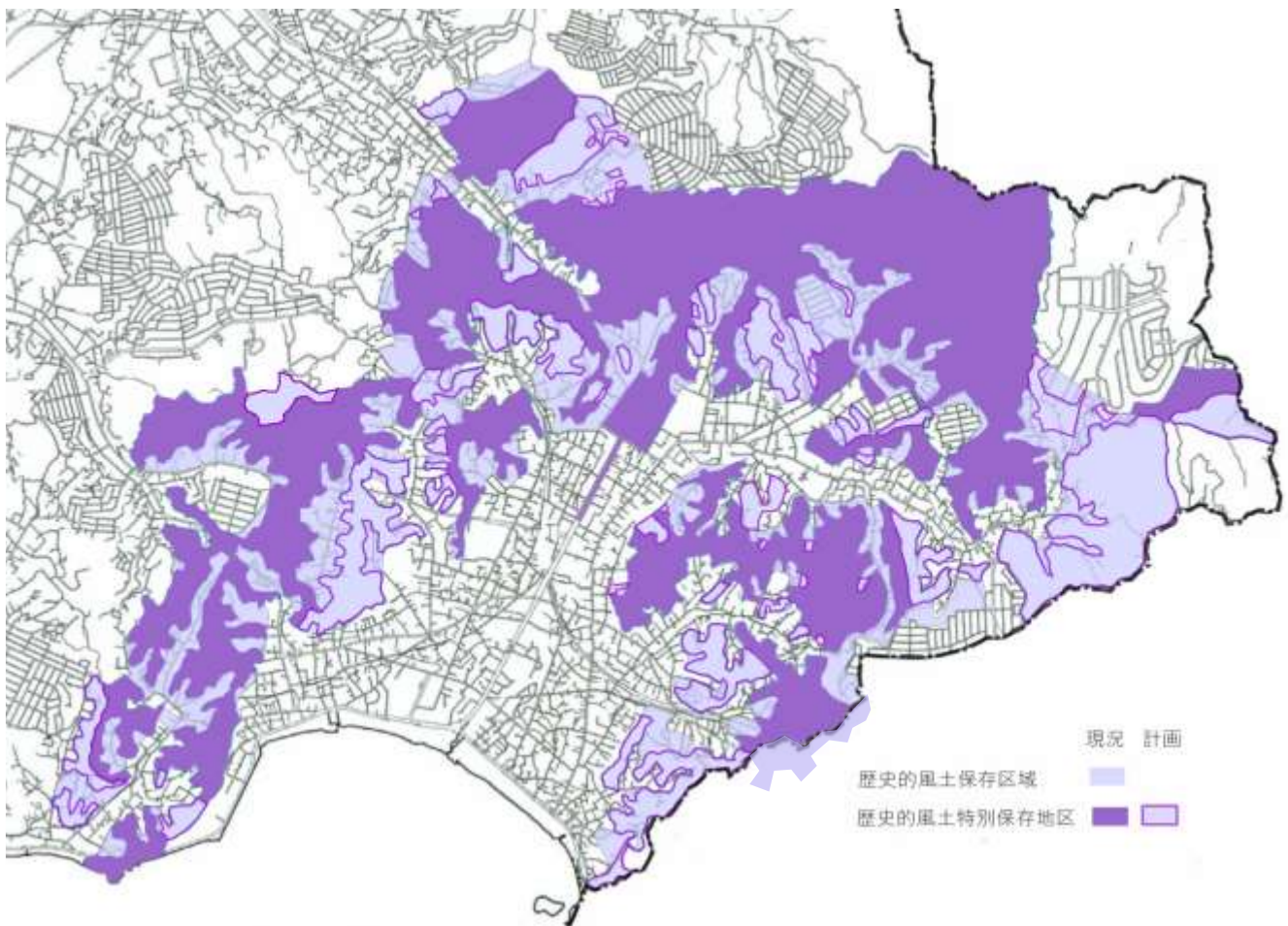


図 5-1 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況

2) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

(1) 指定状況・指定方針

○首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域^{※1}が、横浜市を含む約1,096haにわたって指定され、その内約294haが市内にあります。

○本市では、近郊緑地保全計画に沿って、区域内の重要な緑地である約131haを、鎌倉近郊緑地特別保全地区に指定しています。

表 5-3 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定状況

近郊緑地保全区域 ^{※2}		面積(約 ha)	近郊緑地特別保全地区	面積(約 ha)
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域	鎌倉市域	岩瀬地区	鎌倉近郊緑地特別保全地区	131
		今泉地区・今泉台地区		
		十二所和泉ヶ谷地区		
		十二所七曲地区		
	鎌倉市域計	294	鎌倉市域 計	131
横浜市域	802		円海山特別保全地区	124
			大丸山特別保全地区	72.6
			公田特別保全地区	5.4
			横浜市域 計	202
合計		1,096	合計	333

※1 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定されています。昭和44年(1969年)3月28日

首都圏整備委員会告示 第1号 最近の変更は平成18年(2006年)12月28日 国土交通省告示 第1540号

※2 鎌倉市域の地区名は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

(2) 指定の理由

鎌倉近郊緑地特別保全地区は、その良好な自然環境を有する緑地を保全するとともに、首都圏の住民の健全な心身の保持及び増進に資することを目的としています。



近郊緑地特別保全地区(今泉台)

(3) 保全の方針

- 市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観と良好な自然的環境を一体的に保全する。
- 横浜市側に続く樹林地を保全する。
- 七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。
- 七曲地区の眺望機能を確保する。

(4) 施設の整備

- 散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。
- 保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。
- 緑地の機能保全に必要な施設。
- 買入れ地の管理緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

(5) 維持管理の方針

- 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に基づき維持管理を行う。

(4)指定の経過

○近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定経過は次のとおりです。

表 5-4 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定経過

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積(約 ha)	鎌倉市 (約 ha)	横浜市 (約 ha)	地区名	面積(約 ha)
昭和 44 年 3 月 28 日	962 (当初指定)	243	719		
昭和 44 年 5 月 13 日				円海山	100 (横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	998 (拡大)	243	755		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096 (拡大)	294	802		
平成 21 年 3 月 25 日				円海山	116 (拡大・横浜市域のみ)
平成 22 年 3 月 23 日				大丸山	44 (横浜市域のみ)
平成 23 年 10 月 18 日				鎌倉	131
平成 24 年 3 月 5 日				公田	5.4 (横浜市域のみ)
平成 26 年 3 月 5 日				大丸山	72.6 (拡大・横浜市域のみ)
令和 2 年 3 月 25 日				円海山	124 (拡大・横浜市域のみ)

鎌倉近郊緑地特別保全地区は、区域の一部が保安林(保健保安林、土砂流出防備保安林、風致保安林)と重複しています。

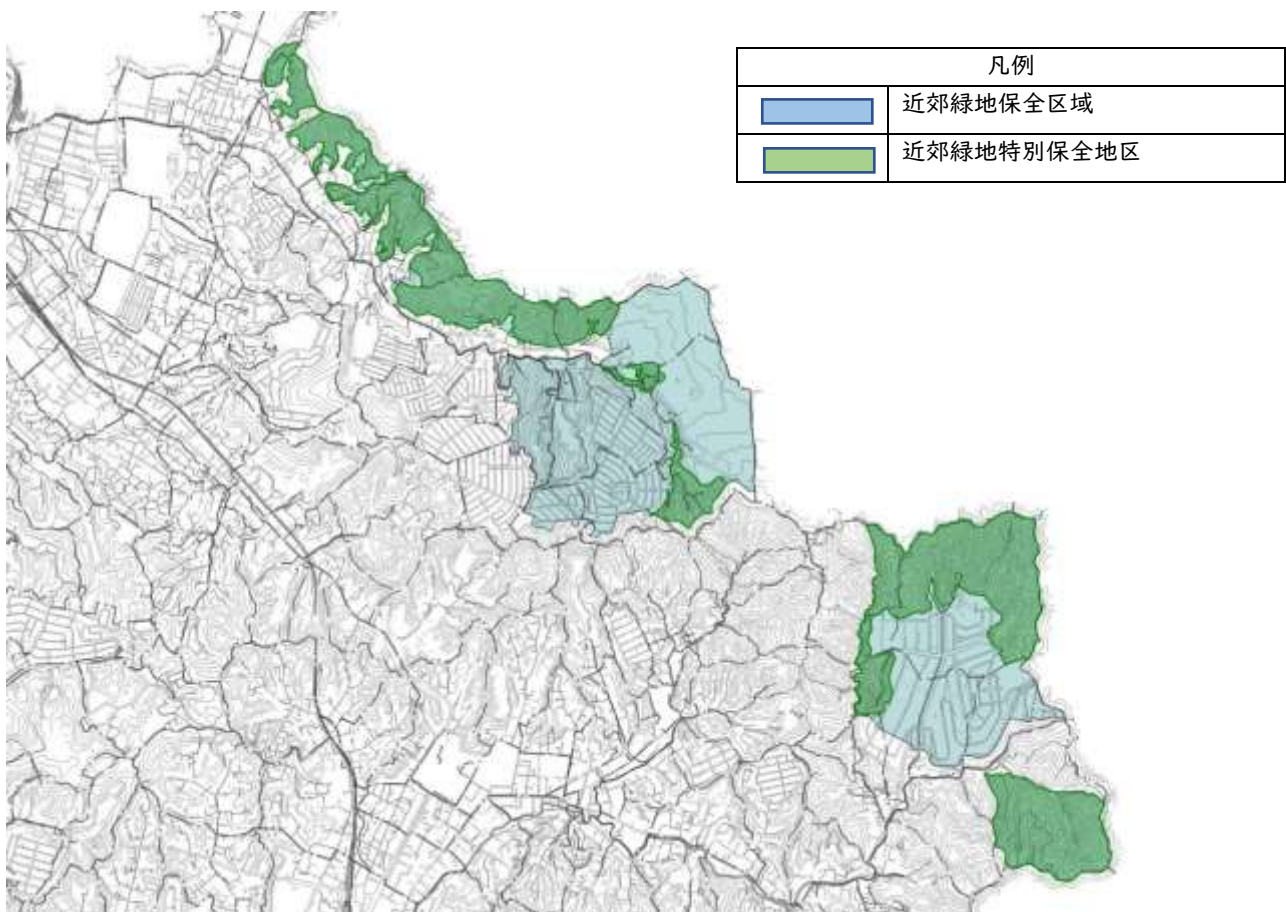


図 5-2 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定状況

3) 特別緑地保全地区

(1) 指定状況

○良好な自然環境を形成し、無秩序な市街化の防止や公災害の防止、生態系の保全等に重要な役割を果たしている、市街化区域内の11箇所、面積49.4haの緑地に対して特別緑地保全地区を指定しています。

○本市は、現行指定地区に加え、次の8地区(約42.9ha)に対する特別緑地保全地区の指定を緑の基本計画の方針としています。

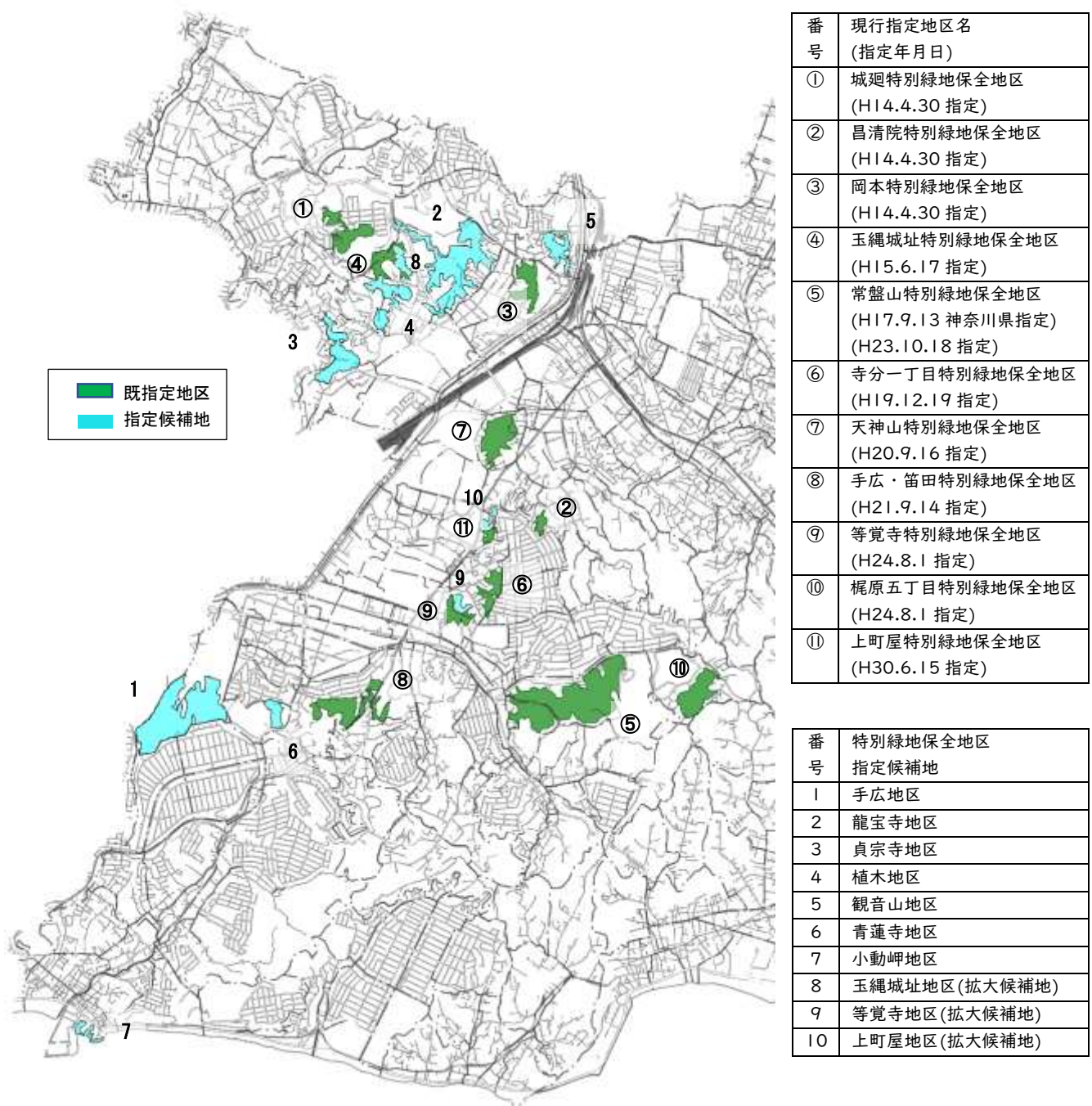



図 5-3 特別緑地保全地区の指定地及び指定候補地の位置

(2)地区別の指定状況・指定理由・指定の方針

○施設の整備、買入れ地の管理は都市緑地法第四条に定めのある項目です。


地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
城廻特別緑地保全地区	3.7	城廻字打越	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 ・城廻特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の城廻地区に位置し、北東側及び南西側は低層住宅地に、南東側は清泉女学院に囲まれた市街化区域と市街化調整区域であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備		買入れ地の管理
・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。		・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
【維持管理の目標（例）】 ・市街地の背景をなす自然景観を保全するため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・ビオトープ空間としての機能を確保するため、竹林の拡大の抑制や、池を中心とする周辺の樹林地における多様な生物の生育環境を保全する。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 ・人工林は必要に応じた間伐を行い、広葉樹林への遷移を促す。			

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
昌清院特別緑地保全地区	0.8	山崎字清水帰り	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 昌清院特別緑地保全地区は、鎌倉市のほぼ中央、鎌倉中央公園の北西に位置し、周辺を低層住宅地によって囲まれた、臨濟宗昌清院の裏山であり、寺院と一体となっている伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えるとともに、当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備		買入れ地の管理
・社寺境内地の良好な水辺環境を保全する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。		・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
【維持管理の目標（例）】 ・寺院と一体となっている伝統的、文化的意義を有する樹林地等の景観を保つ。 ・池を中心とする社寺境内地及び周辺の樹林地について、多様な生物の生育環境を保全する。			

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
岡本特別緑地保全地区	3.2	岡本二丁目	平成14年4月30日
【指定の理由】 ・岡本特別緑地保全地区は、JR大船駅の西側に位置する山の西斜面であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観による当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。	・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。	
【維持管理の目標(例)】 ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全するため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 ・作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。			

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
玉縄城址特別緑地保全地区	2.4	城廻字打越、植木字植木谷戸	平成15年6月17日
【指定の理由】 ・玉縄城址特別緑地保全地区は、小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた場所であり、城主が最後に立てこもる場所といわれている諏訪槽を含む、本丸東側の土塁が原形をよく残しています。 ・歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
・玉縄城跡としての歴史文化資源を保全する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。	・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。	
【維持管理の目標(例)】 ・玉縄城跡の遺構とその周辺の樹林地の優れた景観を保つため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 ・作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。			

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
常盤山特別緑地保全地区	19	梶原四丁目、常盤字大丸	平成17年9月13日・平成23年10月18日
【指定の理由】 ・常盤山特別緑地保全地区は、鎌倉市中央部の歴史的風土特別保存地区に隣接する地区であり、当緑地の伝統的、文化的意義を有する樹林地を保全し、その良好な優れた自然環境及び景観を後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備		買入れ地の管理
・歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に重点を置く。	・散策路、休憩所等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。		・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
【維持管理の目標(例)】 ・歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に努める。 ・人工林の間伐や草地の適正管理、竹林の拡大抑制などにより、広葉樹林の育成を促し、樹林地における多様な生物の生育環境を保全する。 ・作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。 ・作業用経路周辺は、維持管理作業の安全確保のための、傾倒木の伐採などを実施する。			

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
寺分一丁目特別緑地保全地区	2.3	寺分一丁目、二丁目、三丁目	平成19年12月19日
【指定の理由】 ・寺分一丁目特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全することで、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープとしての機能を有しています。 ・貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針	施設の整備		買入れ地の管理
・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。		・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
【維持管理の目標(例)】 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす自然的景観の保全に努める。 ・貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・ビオトープ空間としての機能を確保するため、人工林の間伐や草地の適正管理などにより、広葉樹林の育成を促し、樹林地における多様な生物の生育環境を保全する。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 ・作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。			

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
天神山特別緑地保全地区	5.0	山崎字宮廻り	平成20年9月16日
【指定の理由】 ・天神山特別緑地保全地区は、工業系用途地域と住居系用途地域を分節する第一種住居地域に位置する、市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。 ・中世山城が築かれた城郭的遺構及び縄文時代の遺跡があり、埋蔵文化財包蔵地として周知されている緑地です。 ・優れた景観を形成し、市街地を分節、歴史的意義を有する緑地を保全し、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。			
保全の方針		施設の整備	買入れ地の管理
・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・城跡としての歴史文化資源を保全する。		・散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。	・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	天神山特別緑地保全地区は区域の一部が保安林(土砂崩壊防備保安林・風致保安林)と重複しています。		
【維持管理の目標(例)】 ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観及び市街地を分節、歴史的意義を有する緑地を保全するため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・城跡としての歴史文化資源を保全するため、社寺境内地及び散策路周辺では傾倒木の伐採などを実施し、安全を確保する。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 ・作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。			



玉縄城址特別緑地保全地区(玉縄)




常盤山特別緑地保全地区(常盤)



寺分一丁目特別緑地保全地区(寺分)



天神山特別緑地保全地区(山崎)

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
手広・笛田特別緑地保全地区	6.0	手広二丁目、笛田二丁目、鎌倉山四丁目	平成21年9月14日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 手広・笛田特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を構成するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を有しています。 貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針		施設の整備	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 		<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	手広・笛田特別緑地保全地区は、区域の一部が保安林(土砂流出防備保安林・保健保安林)と重複しています。		
【維持管理の目標(例)】 <ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす自然的景観の保全に努める。 貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ビオトープ空間としての機能を確保するため、人工林の間伐や草地の適正管理、竹林の拡大抑制などにより、広葉樹林の育成を促し、樹林地における多様な生物の生育環境を保全する。 住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。 			



手広・笛田特別緑地保全地区(手広・笛田)


地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
等覚寺特別緑地保全地区	1.8	梶原一丁目、寺分一丁目	平成24年8月1日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・等覚寺特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景となる、一山形状を有する緑地としてその特色ある自然的景観の保全を図ることを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成する貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 			
保全の方針 <ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・特色ある一山形状の自然的景観を保全する。 		施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	買入れ地の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
【維持管理の目標(例)】 <ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなし、特色ある一山形状の自然的景観の保全に努める。 ・防災機能を確保し、緑の回廊を構成する貴重な樹林地を保全するため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・ビオトープ空間としての機能を確保するため、人工林の間伐や草地の適正管理、竹林の拡大抑制などにより、広葉樹林の育成を促し、樹林地における多様な生物の生育環境を保全する。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 ・作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。 			




等覚寺特別緑地保全地区(梶原)



上町屋特別緑地保全地区(上町屋)

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
梶原五丁目特別緑地保全地区	4.6	梶原五丁目	平成 24 年 8 月 1 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・梶原五丁目特別緑地保全地区は防災機能の確保に加え、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保することを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成し多様な生物の生息環境を有する貴重な樹林地等の自然環境・景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全し、市街地を分節して火災の延焼を防止する防災機能と、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	
【維持管理の目標（例）】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災機能を持ち緑の回廊を構成する貴重な樹林地を保全し、市街地の背景をなす自然景観を保全するため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・人工林の間伐や草地の適正管理などにより、広葉樹林の育成を促し、樹林地における多様な生物の生育環境を保全する。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 ・作業の安全が確保できる傾斜の緩やかな場所では、地域住民等の維持管理の担い手による活動を進める。 			

地区名	面積(約 ha)	区域	指定・変更年月日
上町屋特別緑地保全地区	0.6	上町屋	平成 30 年 6 月 15 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・上町屋特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保することを目的としています。 ・市街地における貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、及び地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	
【維持管理の目標（例）】 <ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす自然的景観の保全に努める。 ・防災機能を持ち緑の回廊を構成する貴重な樹林地を保全し、市街地の背景をなす自然景観を保全するため、広葉樹を主体とした樹林地について、四季の変化が楽しめる樹木の維持管理を行う。 ・ビオトープ空間としての機能を確保するため、人工林の間伐や草地の適正管理などにより、広葉樹林の育成を促し、樹林地における多様な生物の生育環境を保全する。 ・住民の健全な生活環境の確保のため、建物や道路に隣接する部分は防災を目的とした維持管理を行う。 			

(2) 指定候補地及び緑地の保全の方針

○特別緑地保全地区の候補地とする、都市における良好な自然環境を形成する緑地の指定に向けた取り組みを進めます。

地区		面積(約 ha)	保全の方針
1	手広	15	<ul style="list-style-type: none"> ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
2	龍宝寺	13	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
小計		28	
3	貞宗寺	4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
4	植木	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
5	観音山	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
6	青蓮寺	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
7	小動岬	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
小計		13.6	
その他		3.3	※拡大候補地 玉縄城址地区(約 1.3ha)・等覚寺地区(約 0.9ha)・上町屋地区(約 1.1ha)
合計		44.9	

4) 風致地区

(1) 指定状況

○都市計画法に基づく風致地区(鎌倉風致地区)を、市域の約55.5%を占める約2,194 haにわたって指定しています。

○鎌倉市風致地区条例に基づき、第2種、第3種、第4種風致地区を指定しています。

種別	指定要件
第1種 (指定なし)	特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第2種	良好な自然環境を有し、又は周辺に特に良好な自然環境が存し、これらの自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第3種	周辺に良好な自然環境を有し、現に存する自然環境又は周辺の良好な自然環境と調和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域
第4種	自然環境の維持若しくは復元が図られ、又は周辺の自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であって、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区以外の区域



図 5-4 風致地区の種別の指定状況

(2) 風致保全の方針

○本市では、平成28年(2016年)12月に、鎌倉市風致地区条例に基づく、次のような風致保全方針を定めています。

■ 風致の維持のための施策の基本方針(抜粋)(平成28年(2016年)12月6日)

鎌倉風致地区は、古都鎌倉市街地の背後に連なる丘陵地や風光の美に富んだ海浜部等の自然、国民的遺産である古都鎌倉の史跡等と自然的環境が一体をなす歴史的風土や緑豊かなまち並みが結びついていることが特色となっており、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画、都市計画法に基づく鎌倉市都市マスタープラン、都市緑地法に基づく鎌倉市緑の基本計画、景観法に基づく鎌倉市景観計画と整合を図りつつ、行為の規制により、風致の維持・創出することを施策の基本方針とする。

(3) 風致地区における保全施策

○風致地区における保全施策は、「市民緑地契約の締結」「緑地保全契約の締結」「保存樹林・樹木の指定」「緑地使用契約の締結」「緑地の管理指針の作成」「緑地管理の地域との連携」「保安林の指定」「地域森林計画の対象とする森林の指定」「都市公園の整備」「緑地の寄付受け入れ」です。

(4) 指定の経過

○風致地区の指定経過は次のとおりです。

表 5-5 鎌倉風致地区の指定経過

指定年月日	面積(約 ha)	備考
昭和13年1月25日	2,263.4 (当初指定)	内務省告示第25号
昭和24年5月16日	2,156.1 (変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和52年3月30日	2,156.1 (変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和63年6月17日	2,185 (変更)	拡大及び用途地域の変更
平成14年4月2日	2,194 (変更)	拡大及び区分線の整齊

(5)指定候補地

○本市は、現行指定区域とつながる丘陵の樹林地(特別緑地保全地区の指定地、台峯の一带、近郊緑地保全区域の指定区域、約 170.5ha)に対する指定拡大を緑の基本計画の方針としています。

表 5-6 風致地区候補地の指定面積等

地区名		面積(約 ha)	
鎌倉風致地区	現行の指定面積	2,194	
	指定候補地	①梶原地区	25.4
		②山崎・台地区	71.9
		③岩瀬・今泉地区	73.2
		候補地計	170.5

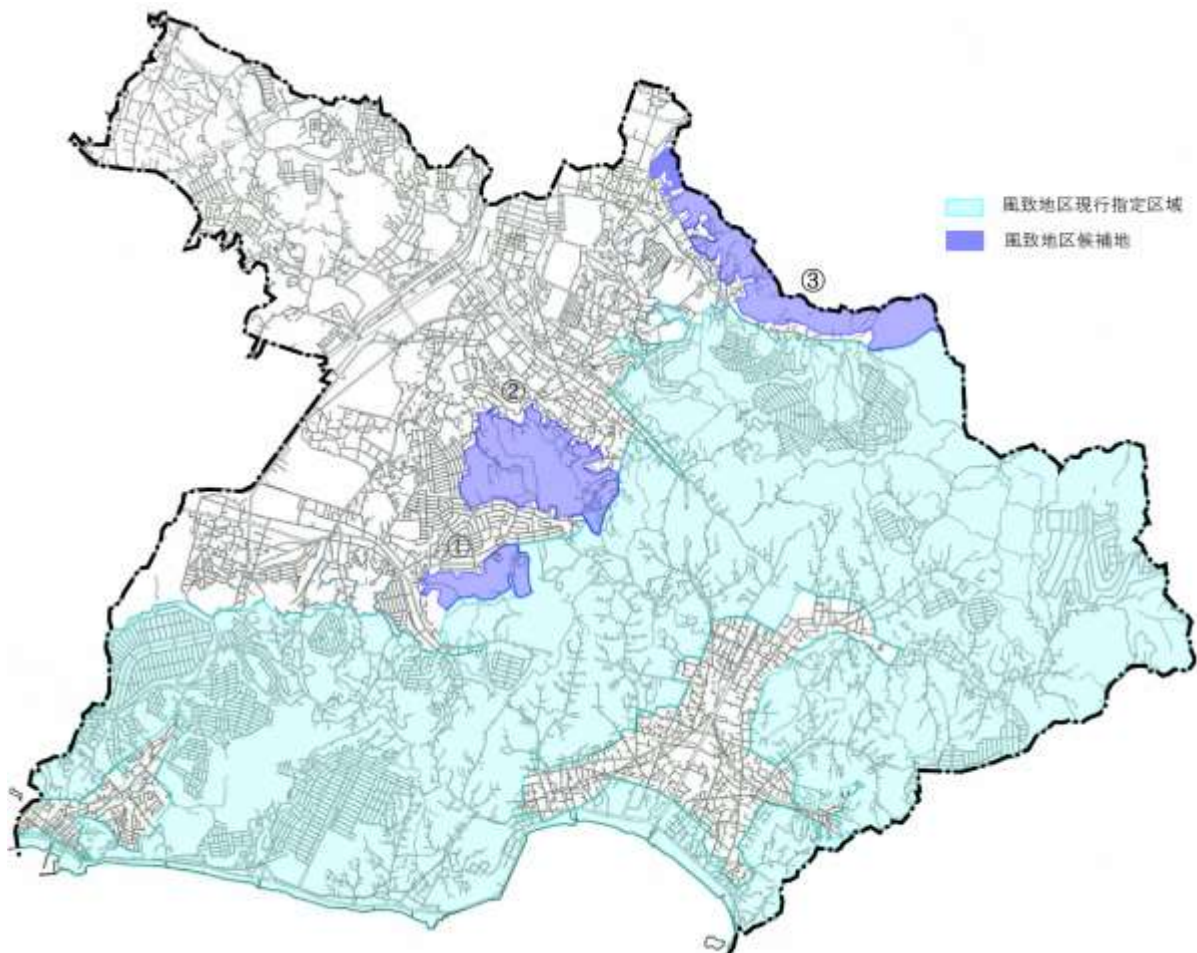


図 5-5 風致地区の指定地及び指定候補地

5) 生産緑地地区

(1) 指定状況

○都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、令和 2 年度末(2019 年度末)現在で、136 地区、約 17.1ha の生産緑地地区を指定しています。

(2) 緑地の保全方針

○平成 27 年(2015 年)の都市農業振興基本法の制定で、市街化区域内の農地が「都市内にあるべきもの」と位置付けられたことを踏まえ、良好な都市環境の形成、災害時の延焼防止や一次避難地等の機能を有する緑地として、現行指定区域の保全に努めます。

○生産緑地法の改正に伴い「特定生産緑地制度」が創設されたことを受け、令和 4 年度からの特定生産緑地の指定により都市農地の保全を図ります。

○平成 30 年(2018 年)に制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の都市農地貸借制度を、生産緑地の保全に活用します。

○営農を継続し、新鮮な農作物等を提供するための直売所など、営農者による生産緑地の積極的な利活用を支援します。

○令和 4 年度(2022 年度)からの特定生産緑地の指定を、土地所有者の意向に沿って進めています。

(3) 指定の要件・基準

○鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例により、生産緑地法(昭和 49 年(1974 年)法律第 68 号)第 3 条第 2 項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上としています。

○このほか、鎌倉市生産緑地地区指定基準及び細目における基準を満たすものについて、生産緑地の新規・追加指定を行います。



生産緑地地区(手広)

(4)指定の経過

生産緑地地区の指定経過は次のとおりです。

表5-7 生産緑地地区の指定経過

年度	平成4年度	平成8年度	平成12年度	平成17年度	平成23年度	平成28年度	令和2年度
指定箇所数 (箇所)	139	149	151	146	139	135	136
指定面積 (約ha)	16.9	18.2	18.4	18.1	17.4	17.0	17.1

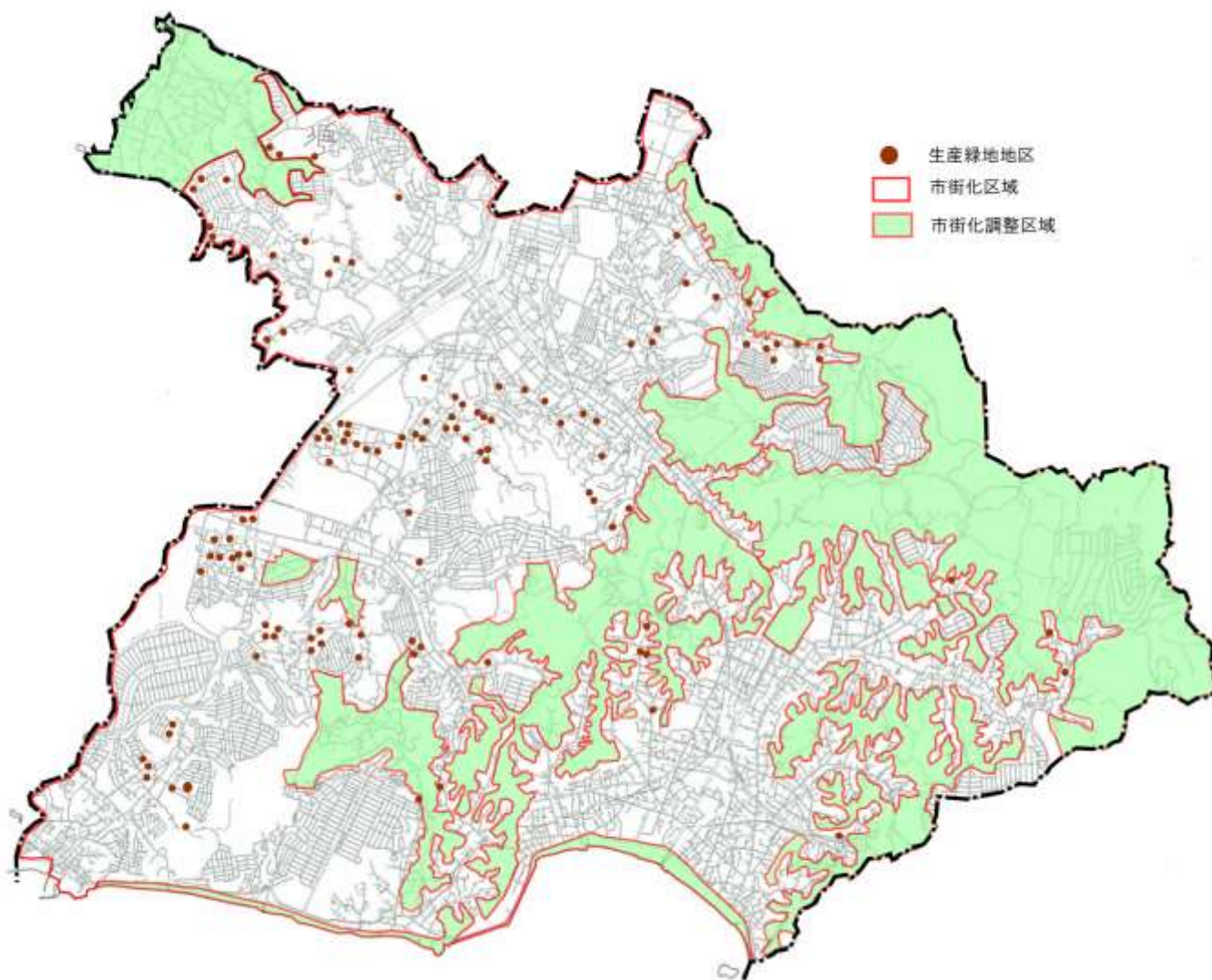


図 5-6 生産緑地地区分布図(令和 3 年現在)

6) 都市公園等

(1) 主要な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の状況

○供用されている主要な都市計画公園・都市公園、及び緑の基本計画で示す主要な都市公園候補地は次のとおりです。

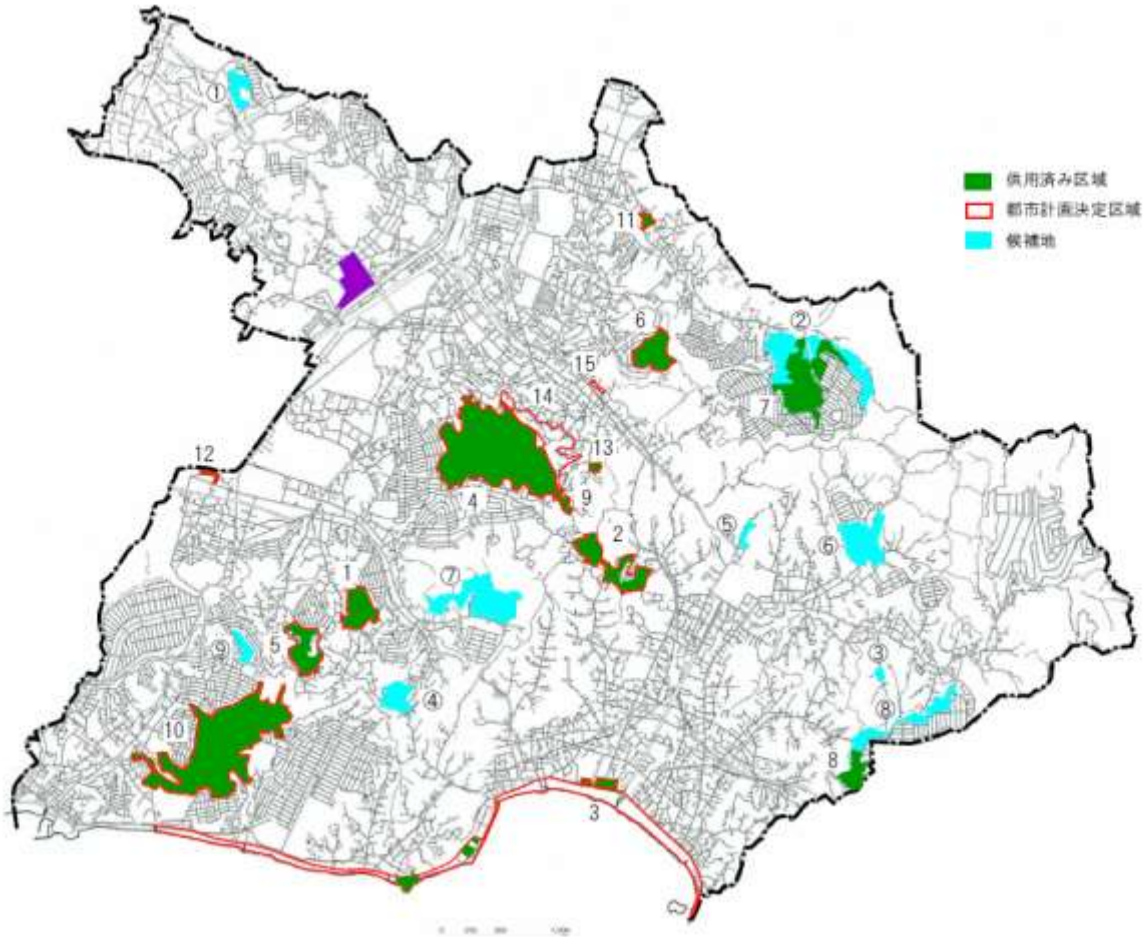


図 5-7 主要な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の位置

■ 都市計画公園・都市公園

- 1 笛田公園(地区公園)
- 2 源氏山公園(地区公園)
- 3 鎌倉海浜公園(総合公園)
- 4 鎌倉中央公園(風致公園)
- 5 夫婦池公園(風致公園)
- 6 六国見山森林公園(風致公園)
- 7 散在ガ池公園(風致公園)
- 8 浄明寺緑地(都市緑地)
- 9 山ノ内西瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 10 鎌倉広町緑地(都市林)
- 11 岩瀬下関防災公園(近隣公園)
- 12 笛田一丁目公園(近隣公園)
- 13 山ノ内東瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 14 山崎・台峯緑地(都市緑地)
- 15 山ノ内宮下小路緑地(都市緑地)

■ 都市公園候補地

- ① (仮称)関谷公園(地区公園)
- ② (仮称)散在ガ池森林公園(風致公園)
- ③ (仮称)華頂宮公園(風致公園)
- ④ (仮称)扇湖山荘公園(風致公園)
- ⑤ (仮称)御谷公園(歴史公園)
- ⑥ (仮称)永福寺公園(歴史公園)
- ⑦ (仮称)北条氏常盤亭公園(歴史公園)
- ⑧ 浄明寺緑地(都市緑地)
- ⑨ (仮称)腰越2号緑地(都市緑地)

(2) 主な都市計画公園、または供用している主な都市公園の区域


○主な都市計画公園等の区域等は次のとおりです。

■近隣公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
岩瀬下関防災公園	H23. 6.29	0.9	H27.4.1	0.9	岩瀬字上耕地 外
【都市計画決定の理由(抜粋)】 ・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的に、一時避難地機能も有した都市公園の、都市計画決定を行うものです。					
【植物管理】 公園の一時避難地としての機能を確保するため、緊急時の防火樹林帯となる樹木を良好に維持する。 高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、外部からの視認性を確保し、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。 病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。					
維持管理の方針					
【施設管理】 園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。 休養施設・遊戯施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。					



岩瀬下関防災公園(岩瀬)

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
笛田一丁目公園	H23. 6.29	0.9	H28.5.1	0.5	笛田一丁目 先
【整備の方針】 ・芝張り、植栽、ベンチ、パーゴラ、遊具等を設置し、周辺住民が親しめる公園とする。					
維持管理の方針					
【植物管理】 高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、外部からの視認性を確保し、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。 病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。					
【施設管理】 園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。 休養施設・遊戯施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。					



笛田一丁目公園(笛田)

■地区公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
源氏山公園	S31. 9.24(当初決定)	9.54	S41.10.20	9.5 ※0.3ha は都市計画公園区域外	扇ガ谷一丁目地内 外
	S50. 9. 9(名称変更)	9.5			
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・鎌倉市は観光都市として広く知られ四季を通じて観光客の多い都市であるが近年の人口の急増に伴い公園施設の整備に対する要請が強いのでここに源氏山公園を都市計画として決定し、これが整備と相まって市民の慰楽、保健の用に供そうとするものです。</p> <p>※源氏山公園は、特殊公園(風致公園)として都市計画決定。</p>					
整備の方針					
未供用部分について整備を図る。					
維持管理の方針					
<p>【植物管理】</p> <p>高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、外部からの視認性を確保し、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。</p> <p>病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。</p> <p>園内のサクラについては、枯損枝・羅病枝等の有無について利用者の安全を図るため目視を十分に行い、処置が必要な場合は速やかに実施する。また、冬期に天狗巣病の処理を行う。また、老木化が進み樹勢の衰えが見られるため、次世代に向けた補植を行う。</p> <p>英勝寺側のスギ・ヒノキ等の人工林は倒木・枯損木の処理を行う。必要に応じてアズマネザサの刈込を行う。</p> <p>源氏山山頂周辺の広場周辺は、園路沿いのアズマネザサを刈込む。</p> <p>家屋と接する林縁部については、危険木に対する適切な処理をする。</p> <p>化粧坂周辺の樹木については、平成 20 年 7 月に施行された、史跡朝夷奈切通他保存管理計画書(鎌倉市教育委員会)の化粧坂管理計画に配慮して植生管理を行う。</p> <p>【施設管理】</p> <p>園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。</p> <p>休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。</p> <p>葛原岡神社周辺の園路について、砂利敷路面の損耗が著しい場合、利用者の安全を図るため、凹みを砂利等で補修する。</p> <p>源氏山山頂に至る木製階段のある園路は、利用者の安全に留意し、階段と安全柵の点検や必要に応じた修繕をする。</p>					



源氏山公園(扇ガ谷)

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
笛田公園	S41.3.2(当初決定)	5.2	S52.6.1	0.34	笛田三丁目地内 外
	S50.9.9(区域拡大)	5.5	S54.11.1	1.52	
	(名称変更)		S55.5.20	1.87	
	S54.2.27(区域拡大)	5.9	H18.4.1	5.9	

【都市計画決定の理由】

・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、本公園を設置しようとするものです。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定。



維持管理の方針

【植物管理】

高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、外部からの視認性を確保し、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。

病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。

斜面地における人工林においては、隣接する住宅地への倒木を防止するほか、長期的に広葉樹林へ更新を図る。

施設内の芝の生育状況に応じて、芝刈りを行い、ブラウンパッチ病などの病害を見つけたときは、速やかに切除し、健全な野芝に張り替える。

【施設管理】

園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。

休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。

安全にスポーツを楽しむことができるよう、野球場・テニスコート・多目的広場等の運動施設、及び公園管理事務所・更衣室などの建築物について、点検及び必要に応じた修繕を行う。



笛田公園(笛田)

■総合公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31.9.24(当初決定)	52.5	S41.10.20	4.15	由比ガ浜四丁目地内 外
	S41.3.2(区域変更)	31.6	S57.6.1	4.46	
	S50.9.9(名称変更)		H2.4.1	6.63	
	R元.6.14 (名称及び区域変更)	28.2	H14.4.26	7.0	

【都市計画決定の理由】

・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客、特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 52.5ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。



整備の方針

坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。
鎌倉漁港の整備計画（鎌倉市水産業振興計画）と整合を図る。

維持管理の方針

【植物管理】

本市の特徴的な海浜景観の保全や生態系の保全に配慮し、樹木・草木・芝生等を維持管理・育成する。クロマツの害虫被害への対策・対応を実施する。

芝生管理は、適切な灌水のほか、生育状況に応じた芝刈りや、芝の張替えを行う。

補植を行う場合は、厳しい海岸沿いの環境に合わせた樹種を用いる。

【施設管理】

園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。

休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。

潮風等、海洋性気候の影響を著しく受けることから、樹木の成長阻害や、施設の損耗を防ぐため、防風ネット等の損傷については速やかに修復を図る。


遊具等のスチール部材の腐食を軽減するために、点検を頻繁に実施し、必要に応じた防腐処置を施す。

本公園は、年間を通じて多くの市民や観光客が訪れる場所であるため、清掃を頻繁に行い、園内の美化に務める。



鎌倉海浜公園 由比ガ浜地区(由比ガ浜)

■風致公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41.3.2(当初決定)	23.6	H9.6.1	8.5	山崎字清水塚地内 外
	S45.3.31(区域変更)	23.7	H16.4.1	23.7	
	S50.9.9(名称変更)		R 2.4.14	42.7	
	S55.2.15(区域変更)		(一部を山崎・台		
	H19.11.16(区域変更)	51.2	峯緑地として供		
			用開始)		
【都市計画決定の理由】 ・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。					
整備の方針 未供用部分について整備を図る。					
維持管理の方針					
【植物管理】 現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図る。 高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。 病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。 都市緑化植物園では、生垣見本園を良好な状態に保つため、適切な剪定・刈り込みや枯損木の植え替えを行う。 芝生については、芝刈りや必要に応じたエアレーションを行い、健全な育成に務める。 花壇については、四季折々の草花を植栽し、公園の美化に努める。 既存の樹林については、原則として、危険木や倒木の伐採に留め、現存自然植生から潜在自然植生への緩やかな遷移を促す。					
【施設管理】 園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。 休養施設・遊戯施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。 現存する畑や水田については、農作業体験ができる施設として、谷戸の湿地、水系等については自然観察・学習ができる施設として、適切な維持管理に努める。					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
夫婦池公園	H 9. 9. 2	7.7	H21. 4. 1	6.5	鎌倉山二丁目地内 外
			H30. 5. 21	6.6	

【都市計画決定の理由】

・当公園は、夫婦池及びその周辺の湿地、樹林地等の自然を活かし、市民の憩いの場、散策の場として整備するとともに、樹林の保全を図るため、設置するものです。



整備の方針

未供用部分について整備を図る。

維持管理の方針

[植物管理]

現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図る。

高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。

病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。

水源から上池及び下池に注ぐ水路の周辺及び上池南側水辺に存在する植物群落に対しては、灌木等の侵入による湿地の乾燥化を防ぐため、適宜侵入植物の排除をなど適正な管理を行う。

下池の水源周辺の植物群落の適切な保存管理や、特定外来生物の排除を行う。

ハンノキ群落では、西側の樹林から侵入するマダケを定期的に排除する。

アジサイ等の園芸植物が植栽されている部分について、適期に草刈を実施する。

家屋と接する林縁部については、危険木に対する適切な処理をする。

[施設管理]

園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。

休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。

木デッキ及び木チップ舗装を施した箇所は、床板、舗装、手すり、橋脚の腐食等について必要に応じた修繕を行い、利用者が安全で快適に利用できるよう維持管理する。

木道については、湿気により生じたコケの定期的な除去を行う。

余水吐の清掃や堰堤の土砂流出防止策など、池の安全を確保するための必要に応じた措置を行う。



夫婦池公園(鎌倉山)

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
六国見山森林公園	H14. 8. 8	6.9	H19. 4. 1	6.9	高野地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・かつて山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望め、また西には富士山、北には筑波山を眺望できたということからも山頂からの眺望が良く、戦後の大規模な宅地造成が行われた中で宅地に囲まれるように残された貴重な緑であり、自然とのふれあいを大切にしたい都市公園の設置を目的として設置するものです。</p> <p>※六国見山森林公園の展望台は、六国見山の山頂とは位置が異なります。</p>			 <p>緑色：供用地外区域 赤色：都市計画決定区域</p>		
維持管理の方針					
<p>【植物管理】</p> <p>高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。</p> <p>病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。コナラ、ヤマザクラ等の二次林については、植生遷移に委ねた管理とする。スギ、ヒノキの人工林については、林内に点在するケヤキ、ヤマザクラなどの落葉広葉樹の生長を促すため、計画的に伐採する。</p> <p>アズマネザサの繁茂が著しい箇所では、動植物の生育状況に配慮しながら、林床の生態的維持、修景的保持、草花の保護・育成、防犯等のため、随時刈込みを行うこととする。</p> <p>展望広場周辺は、展望台からの眺望を確保するため、樹木に影響を与えない範囲内で、枝払いを行う。</p> <p>【施設管理】</p> <p>園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。</p> <p>休養施設・便益施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。</p> <p>展望台は、利用者の安全確保のための点検及び必要に応じた修繕を行う。</p>					

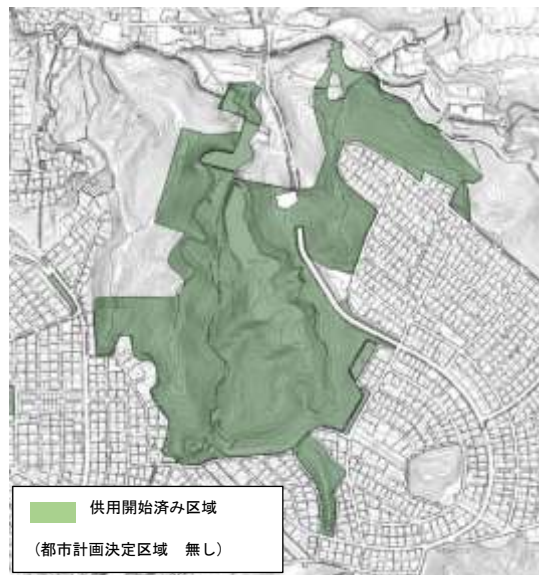


六国見山森林公園(高野)

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1 S61. 4. 1	12.8 12.9	今泉台七丁目地内 外

【整備の方針等】

・鎌倉市の北部に位置する散在ヶ池とそれを取り囲む森林を、自然を尊重しながら整備し、保全管理を行うことによって、県民や地元の皆さんに、身近に、しかも快適に、緑や自然にふれあう憩いの場を提供することを目的として、神奈川県と鎌倉市が協力のうえ整備を図ることとしています。



維持管理の方針

【植物管理】

高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。

病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。

植物管理は、危険木の伐採程度に留め、植生遷移に委ねる。

公園整備時に植樹したエゴノキ、ヤマザクラ、コナラ、ホウノキ、スダジイ、アラカシ、シラカシ、マユミ等について、枯損木は速やかに除伐し、林床の安定を図る。

園路沿いのスギは、台風後や大雪後に発生した危険木に対する適切な処理をする。

池の土手上の両側に植栽されたソメイヨシノは、枯損枝と天狗巣病枝の切除を行う。

【施設管理】

園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、主に園路周辺を管理する。

休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。


■都市林

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉広町緑地	H 17.6.28	48.1	H27. 4. 1	48.0	腰越地内 外
			H30. 5. 21	48.0	
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・鎌倉市の西部に位置し、丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有し、動植物の生息生育地である大規模な樹林地であり、都市の骨格を形成する緑地となっていることから、良好な自然的環境の保全を図ることを目的としています。</p>					
整備の方針					
未供用部分について整備を図る。					
維持管理の方針					
<p>鎌倉広町緑地の基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計に沿って、植物及び施設管理を行う。</p> <p>古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす「古都の自然ふれあい都市林－広町の森」を基本コンセプトとして、保全・管理を行う。</p> <p>市民主体の自立した運営組織による維持管理を行う。</p> <p>多様な自然環境の創出と里山で培われてきた人の営みの再生等を行いながら、「フクロウ等の生息する緑地としてのまとまりと安定した生態系」が将来にわたって持続できる環境を目指す。</p> <p>水田や畑の復元、樹林管理やモニタリングにより、多様な生態系の維持保全に努める。</p>					




鎌倉広町緑地(腰越)

■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
浄明寺緑地	—	—	H 3. 3. 1	4.24	浄明寺六丁目地内 外
【整備の方針】 ・住宅地の緑地として、古都鎌倉における景観の緑として、重要な位置にあり、緑地として保全し、質の向上を図るとともに、市民が親しめる緑の空間として、緑地の機能を損なわない範囲の軽微な施設を配置し、容易に緑に触れることのできる緑地として整備するものです。					


維持管理の方針

【植物管理】 高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、外部からの視認性を確保し、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。 病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。 子ども自然ふれあいの森は、四季を通じた散策や自然観察を楽しむことができるよう、適期に剪定作業を行う。					
【施設管理】 園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。 休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。					


名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内西瓜ヶ谷緑地	H21.12.16	1.4	H26. 6. 1 H29. 6. 15	1.3 1.4	山ノ内西瓜ヶ谷地内
【都市計画決定の理由】 ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、無秩序な市街化の防止機能、及び自然的環境の保全を目的としています。					

維持管理の方針

【植物管理】 現状の樹林地を主体とした自然的環境を保全することを基本とする。 良好な緑地環境維持のために必要な除伐、間伐、倒木処理等の樹林管理を行う。					
【施設管理】 休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
山ノ内東瓜ヶ谷緑地	—	H29. 6. 15 0.3	山ノ内東瓜ヶ谷地内
【整備の方針】 ・緑地の機能を損なわない範囲で活用するための整備を行い、身近な生活空間における緑の充実を図ります。			
維持管理の方針			
【植物管理】 現状の樹林地を主体とした自然的環境を保全することを基本とする。 良好な緑地環境維持のために必要な除伐、間伐、倒木処理等の樹林管理を行う。			
【施設管理】 休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。			

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
山崎・台峯緑地	H31.2.6 8.6	—	山ノ内台字西ノ台 外
【都市計画決定の理由】 ・鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を図るものです。			
整備の方針			
「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」を基本理念とし、周辺環境に対する影響や負荷を考慮した整備を進める。 山崎・台峯緑地の基本構想に基づき整備を行う。			
維持管理の方針			
山崎・台峯緑地の基本構想に基づき、植物及び施設管理を行う。 市民と行政が一体となった仕組みを相互の理解と協力の基に築き、台峯にふさわしい組織による維持管理を進める。 周辺環境に対する影響、負荷を考慮した利活用及び維持管理を実施する。			

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内宮下小路緑地	R元.12.2	0.31	-	-	山ノ内宮下小路地内
【都市計画決定の理由】 ・旧鎌倉地域の玄関口を特色付ける景観としてのJR横須賀線からの車窓景観を形成する樹林地で、歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、近郊緑地保全区域などとの緑のネットワーク軸を支える緑の市街地の形成上、重要な緑地であるため、良好な自然的環境の保全を図るものです。					
整備の方針					
未供用部分について整備を図る。					
維持管理の方針					
【植物管理】 現状の樹林地を主体とした自然的環境を保全することを基本とする。 良好な緑地環境維持のために必要な除伐、間伐、倒木処理等の樹林管理を行う。					
【施設管理】 休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。 隣接する道路や住宅地などへの落石を防護するため、施設の点検及び修繕を適切に行う。					



山ノ内宮下小路緑地(山ノ内)

5-2 緑の基本計画で設定する区域

1) 保全配慮地区

- 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）とその保全施策は次のとおりです。
- 保全配慮地区における保全施策は、「市民緑地契約の締結」「緑地保全契約の締結」「保存樹林・樹木の指定」「緑地使用契約の締結」「緑地の管理指針の作成」「緑地管理の地域との連携」「保安林の指定」「風致地区の指定」「地域森林計画の対象とする森林の指定」「都市公園の整備」「緑地の寄付受け入れ」です。

表5-8 保全配慮地区設定の観点と配慮すべき事項

地区名	面積 (約ha)	地区設定の観点と配慮すべき事項	個別検討制度・事業
①腰越地区	13.0	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉広町緑地、(仮称)小動岬特別緑地保全地区との緑のネットワーク形成 ・多様な生物が生息する海岸線の海浜及び潮間帯の自然環境の保全・回復 ・神戸川の河川空間を軸とするビオトープ・ネットワーク形成 ・景勝地や眺望地点の保全 ・身近な自然環境や、県道腰越大船線及び湘南モノレールからの車窓景観を構成する緑地の保全 	
②笛田地区	12.3	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦池公園、笛田公園、(仮称)手広・笛田特別緑地保全地区との緑のネットワーク形成 ・生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全 ・周辺市街地の背景をなす緑地の保全 ・身近な自然環境である緑地の保全 	
③常盤山地区	5.4	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域、常盤山特別緑地保全地区、源氏山公園との緑のネットワーク形成 ・骨格的緑地としての機能の保全 ・野村総合研究所跡地の緑地部分の、自然とのふれあい活動の場としての活用 	風致地区
④台地区	6.1	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園拡大区域、歴史的風土保存区域、源氏山公園との緑のネットワーク形成 ・歴史的風土保存区域及びまち並みと一体となった緑地景観の保全 ・骨格的緑地としての機能の保全 ・身近な自然環境である緑地の保全 	風致地区
⑤関谷地区	15.1	<ul style="list-style-type: none"> ・岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、(仮称)龍宝寺特別緑地保全地区、城廻特別緑地保全地区、玉縄城址特別緑地保全地区、(仮称)関谷公園、関谷地区の農地との緑のネットワーク形成 ・生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全 ・身近な自然環境である緑地の保全 	
⑥岡本地区	2.0	<ul style="list-style-type: none"> ・岡本特別緑地保全地区、(仮称)観音山特別緑地保全地区、柏尾川との緑のネットワーク形成。 ・柏尾川とともに、延焼防止帯や風の道となる緑地帯の形成。 ・都市景観上の目印となる緑地の保全。 ・身近な自然環境である緑地の保全。 	特別緑地保全地区
⑦岩瀬地区	27.1	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、近郊緑地保全区域との緑のネットワーク形成。 ・周辺市街地の背景をなす緑地の保全。 ・生物多様性の確保に機能している、飛び石状に分布する樹林地の保全。 ・延焼防止機能を持つ骨格的な緑の確保。 	
合計	81.0		

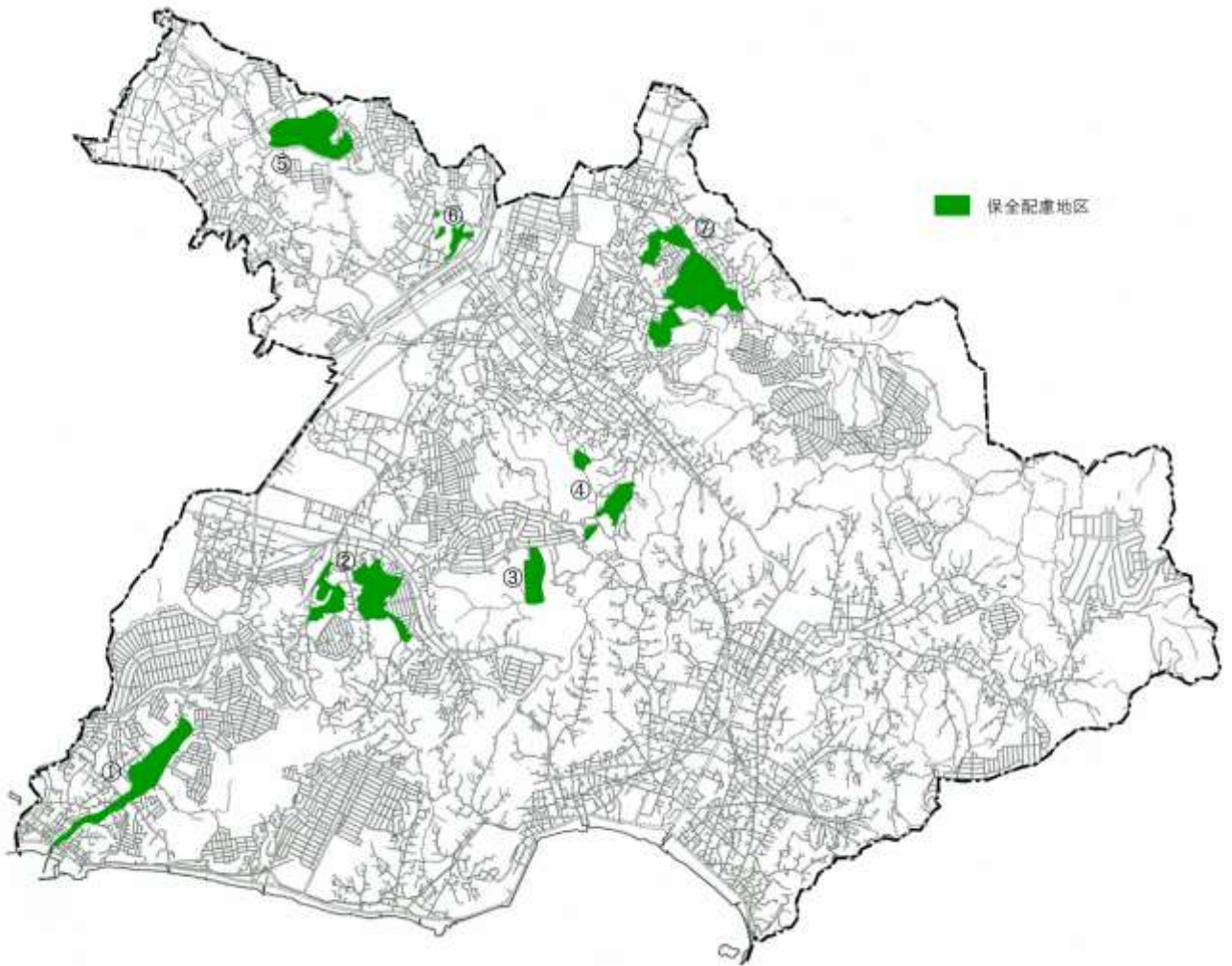


图 5-8 保全配慮地区位置图

2) 緑化重点地区

○都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)は、次のとおりです。

緑化重点地区	
地域の面積	市街化区域 約 2,569ha

○緑化重点地区で活用する制度・事業は、「開発事業に伴う緑化」「風致地区内の行為に伴う緑化」「自主まちづくり計画策定地区での緑化」「まち並みのみどりの奨励事業」「公園・街路樹・市民緑地愛護会」「市民緑地設置管理計画認定制度」「緑化地域指定の検討」「地区計画」「公共公益施設の緑化」「都市公園の整備」「景観地区との連携」「緑化基準条例の検討」等です。

○3つの都市拠点においては、各地区におけるまちづくり計画等に沿って、緑化の施策を進めます。

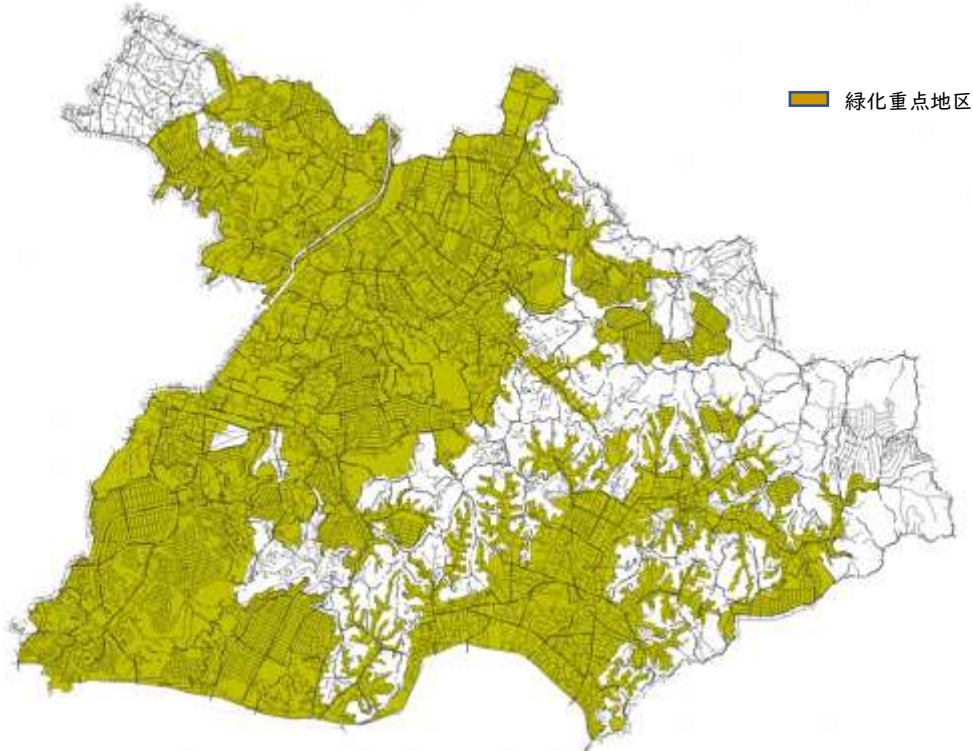


図 5-9 緑化重点地区位置図



表 5-9 緑化重点地区内の3つの都市拠点

地区の名称	面積約(約 ha)
鎌倉駅周辺地区	83.6
深沢地域国鉄跡地周辺地区	43.4
大船駅周辺地区	169.1
合計	296.1

図 5-10 緑化重点地区内の3つの都市拠点